

平成19年度

第5回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成19年11月15日(木) 午後2時30分～

2 会 場 宇都宮市役所 14D会議室

3 出席委員

被保険者代表 横松 盛人 委員 半貫 光芳 委員 石井 万吉 委員

半田 和男 委員 井上 尉央 委員

保険医・ 五味 潤 秀幸 委員 中澤 堅次 委員 大和田 恒夫委員

保険薬剤師代表 高橋 邦生 委員 村山 茂樹 委員

公益代表 木村 由美子委員 櫻井 啓一 委員 荒川 恒男 委員

山崎 守男 委員 渡辺 政行 委員 坂本 千代子 委員

(以上16名)

4 欠席委員

被保険者代表 鹿野 順子 委員 吉澤 亜希子 委員

保険医・保険薬剤師代表 小林 豊 委員 土川 康夫 委員

公益代表 笹野 美江子 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 笠 井 優 委員

入内澤 滋夫 委員 (以上8名)

5 出席職員

市民生活部長 菊池 芳夫 市民生活部次長 井澤 清久

国保年金課長 熊倉 基裕 国保年金課主幹 篠崎 敏行

国保年金課長補佐 栃木 邦雄 市民生活総務担当 柴山 美奈子

管理グループ係長 小太刀 義夫 保険給付グループ係長 岩原 征示

保険税グループ係長 篠崎 龍夫 収納グループ係長 真分 則男

保険税グループ総括主査 金枝 宣行 管理グループ総括主査 増山 計枝

6 会議録署名人 半田 和男 委員 村山 茂樹 委員 (議長指名)

7 付議事項 (1) 協議事項

・答申書(案)について

(2) その他

(開会 午後2時30分)

**【議長】** 委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第5回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。前回の第4回会議では、「課税方式の項目ごとの見直し」と「税率の見直しについて」ご協議をいただき、意見を集約したところであります。本日は、これまでご協議いただきましたことを踏まえ、答申書(案)につきましてご協議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。それではまず、定足数について事務局から報告願います。

**【事務局】** 報告いたします。本会議の定数は24名であります。本日出席されている委員は、16名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

**【議長】** 次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「半田委員」と「村山委員」をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【委員】** (「異議なし」の声)

**【議長】** 異議ありませんので、「半田委員」と「村山委員」をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。はじめに協議事項で

「答申書(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【委員】 この間、税率の見直し等にあたってきたわけで、私も意見を述べてきたとおりでありますが、この答申については、資料1ページの介護保険分、それから資産割については、今まで述べてきたとおり、この答申とは意見を異にするものです。いずれにしても、3年前の税率の見直しで保険税が大幅に引き上げとなり、この間の市民税の税率改正等で実質的な引き上げがありました。今回、資産割をなくすこと等により、さらに保険税の負担は資産割該当の被保険者以外については引き上げになるという事で、今の国保の状況を見ますと、実質負担増は避けるべきだと思っています。そういう点では先ほど説明したように、介護保険分については、この分は一般会計からの繰り入れ、資産割については資産のある人とない人とでは保険税の格差が大変広がるので、これについては急激にやるべきではないと意見は述べてきたとおりであります。そのような中で、1つは一般会計からの繰り入れ等について、その他で入っており、また収納率の向上については収納が大幅に上がれば、高すぎる保険税との関係でも税率の引き下げ等も可能になるということもありますので、このような項目も入りましたことで、私は介護保険分と資産割については、それぞれ意見を異にしてはおりますが、とりまとめにあたっては会長に一任したいと思います。この答申についてはそのような問題意識を持っているということで、明確に意見を述べておきます。

【委員】 資料2ページの平等割のところ「推移を見守りながら平等割の取扱を十分に検討されたい」と大変抽象的な表現になっていると思います。その前の資産割のところでは「廃止すべきである」とか応能、応益割合のところでは「設定すべきである」とあるのに対して、これは具体的にはどういうことなのかよくわかりません。現行で

は平等割を設定しないと、世帯の人数が多くなるほど負担増になるという、この間の説明で、しかも70：30が現行では62：38と平等割の負担が多くなっているという現状なので、今後は1人世帯の増が見込まれるので、平等割の割合をもっと大きくしなければならないと言っているのか、1人世帯が負担増になるから均等割の方でカバーしていくべきだと言っているのか、その意味合いがよくわからないので、もう少し表現をわかりやすくした方がいいと思います。

**【事務局】** 平等割については、制度を導入した昭和37年当時の1世帯あたりの被保険者数は4.2人でしたが、平成18年度には1.9人ということで、推移を見守りながらというところは、これからだんだんと世帯の加入者が1人に近づいていくのではないかと、こうなると均等割だけでいいのではないかと、ということが考えられますので、推移を見守りながら課税の方法を検討していくということから、表現したものです。

**【委員】** すみませんが、よくわからないのですが。

**【事務局】** 均等割は1人あたりで課税するものですが、これから1人世帯に近づいていくと、均等割だけにした方が税の均衡が保たれているということで、平等割を課税するとそれだけ負担が大きくなりますことから、それらの推移を見守りながらという表現としました。

**【委員】** 資料3ページの(2)の国に対する要望の中で、限度額の引き上げについて国に要望されたい、ということは9万円をもっと引き上げていく方向でという意味なのでしょうか。この前も限度額を引き上げることについては、委員のみなさんからいろいろご意見があったかと思います。この答申では限度額を引き上げなさいということになると思うのですが。

**【事務局】** 介護の要望につきましては、現在、限度額が9万円ということで、所得にすると18万円程度の方でも限度額になってしまう状況です。すると、それ以上の所得の方は担税力がありながら9万円になります。それは低所得者層や中間所得者層に負

担を強いることとなりますので、それ以上の所得者層にお支払いいただくために限度額を引き上げなくてはならないということです。

【議長】 他にいかがでしょうか。特にございませんか。それでは特に修正するところもないようですので、原案のとおりということによろしいでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【議長】 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。それでは本日、ご意見等いただきました、また、今まで5回の会議の中でいろいろ貴重なご意見をいただきました。そういう主旨を踏まえて答申書を取りまとめ、市長に答申を行って参りたいと思いますが、本日は市長が不在と聞いておりますので、答申書の提出につきましては、会長ならびに会長職務代理者に一任させていただくことで異議ありませんか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【議長】 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に「その他」に移ります。委員の皆様からは何かございますか。

【委員】 今回、国民健康保険の大幅な改定ということで、事務局はじめご苦労があったと思います。また、議長のすばらしい進行で、大変いい答申ができるのではないかと思います。あえて「その他」の部分で意見を述べさせていただきます。健康保険事業は国民健康保険事業と社会保険事業があるわけで、前回、意見を述べさせていただいたように、入口の部分、財源をどこからどうやって確保するかという議論が中心でありまして、出口の部分、国民健康保険事業だけではなく、健康保険事業全てに関して、宇都宮市民の健康をどのように維持し、健康維持・増進をはかっていくか、そういう出口の観点から議論を全体的にしていく、というような機会を今後、いろいろな関係機関があるかと思いますが、その中で審議を進めていただいて、ぜひ宇都宮市民の健康をどう維持するのか、そのための保険を宇都宮市はどうするのか、そういう出口のところからの視点で、ぜひ今後の議論がされることを期待したいと思っています。

す。

【委員】 今度の見直しで、先ほど説明しましたように、多くの人が、負担が多くなるという中で、今の収納率との関係でも、低所得者ほど滞納者もいるということもあり、宇都宮市では、国民健康保険税の減免取扱要綱というものがありますことから、この中で災害による減免や所得の減少による減免、その他市長が特別な事情にあると認めたものは国民健康保険税を減免することができます。こういう制度もあるわけですから、負担が増える中でどうしても払いきれない、特別な事情がある人についてはきちんと減免申請を援助し、それを受付するということが必要だと思います。宇都宮市は、昨年度では48件ほど減免申請を受け付けしたようだが、他の中核市と比べれば件数が少ないわけで、この要綱に基づき、滞納している人にはきちんと丁寧に相談にのって、該当する人は積極的に申請するということが収納率を向上させることにもつながっていくと思います。このようなことについて、きちんと取り組みをして欲しいと思っており、考えを伺いたいのですが。

【事務局】 減免につきましては、災害による減免、破産等による急激な所得減少による減免措置があります。また先ほど委員の説明にもありましたように、市長が認めたものというのがありますが、認められるものはあまりありません。軽減措置はもともとあるので、その他にというと、やはり災害によるものが大きいです。そのため安易な減免をすることはなく、納税者の詳細な状況を聞いて、納付が困難であれば分割納付の方法等も検討しながら、減免に該当すれば適用させているという状況です。

【委員】 今の説明からすると、基本的に宇都宮市では、災害による減免や破産による減免くらいしか減免の対象ではないような話でしたが、実際には所得の減少による減免では、別に破産しなくても前年との所得の関係で半分以上減った場合は何%とか、ゼロになった場合は何%とか、そういうことも含めて所得の減少による減免ということが定められているわけです。そういうこととは違っても特別、その他どうしても納

付できない事情があった場合には、減免を認めるという点では、今の説明以上に要綱に定めてありますので、こういったところを適切に要綱に基づいてやれば、納付できずに資格者証や短期証を出された人の中でも、救われて安心して病院にかかれるような状況がかなりあるのではないかと、これは他市と比べても了見が狭いのではないかと思います。ぜひ他市の減免の申請の状況や取扱や考え方等についても調査していただいて、この要綱に基づき、適切に被保険者から減免申請を受付できるものは受付するというような状況を作って欲しいと思っています。これは意見ですが、この問題についてもお願いしたいと思います。

**【委員】** 今の質問にも関連しますが、医療機関でも救急車で運ばれた場合に、その人が払えるか払えないかということについては今のところ、全く気にしないで診療していますが、それが未収金につながってくることになるので、自分たちで今までは請求していなかったのですが、今度からは専門の人を職員として入れて、それをできるだけ少なくしようと考えているのですが、やはりどうしても医療の立場から言うとお金がない人が病気になることが多いし、ほとんど全ての人が病気になって最後は病院に運ばれるということになるので、お金がないから診られない、あるいはお金があるから診られるというような形はとりたくありません。払っているから受けられる、払っていないから駄目というのは社会保険という観点から考えるとどうしても矛盾になってしまいます。これは採算部門から言えば、もちろん払った人が当然受けられることはよくわかるのですが、病院の場合については、そのままあてはめることに矛盾を生じるわけです。今回もいろいろ学ばせていただいて、膨らむ部分がそのまま保険の料金にはねかえるという仕組みも理解できたところですが、このままいくとどうしてもお金が払えない人のところにしわ寄せがいくということなので、そちらの仕組みを考えていかなければならないと思います。それから、ここに出てくるのは医療側はもう少し我慢すればいいのではないかという議論は必ず出てくると思います。これは私たちの

考え方としては、無駄な医療をやっていないかどうか、ということになるのですが、無駄な医療、それからお金儲けのための医療の考え方を変えていかなければいけないことであって、自分たちのために過剰な医療をするということとはつめられる部分だと思います。しかし患者さんのための医療の中で膨らんでくる、例えばこのところ、1人あたりの医療費は変わっていません。どこが変わっているかという患者さんの数が増えてきたから変わってきているのであって、その数をどうやって対応するかという、医療従事者の数を増やさないでということで、おそらくどこかその辺のところ耐え切れずに、このような問題につながっていくのではないかと考えています。先ほど委員の方からありました、出ていく方はどうなのかというのはオープンに議論していただいて、その中で考えて、やはりどうしても出なければどこか国とか一般会計から繰り入れする等の形で持っていかないと、このままではいけないようなので、ぜひその辺のところを考えていただければありがたいと思います。

【議 長】 他にいかがでしょうか。

それではないようですので、事務局から何かありますか。

【事務局】 答申書につきましては、委員の皆様にお送りさせていただくとともに、会長・会長職務代理者から市長へご提出いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回会議は来年2月頃開催したいと考えております。具体的な日程につきましては、早めにご通知差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議 長】 最後にもう一回お聞きしますが、特にありませんか。ないようですので、ここで改めまして、私から委員の皆様へ一言ご挨拶をさせていただきます。

国民健康保険財政の健全化策という大変重要な市長からの諮問に対しまして、おかげさまで、無事、答申ができるはこびとなりました。委員の皆様におかれましては、長期間にわたり、また長時間にわたり過密なスケジュールの中、熱心にご協議いただき大変ありがとうございました。今後も国民健康保険を取り巻く環境は、大変厳しい



状況が続くものと思われませんが、被保険者が安心して医療を受けられるよう、また安定した事業運営ができるよう、当運営協議会としても引き続き役割を果たして参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いいたしまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。大変、長い間お疲れさまでございました。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 本日はありがとうございました。

(閉会 午後3時5分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員